

「神奈川県遊漁船業者登録簿閲覧規則」の改正

1 改正の主旨

「神奈川県遊漁船業者登録簿閲覧規則」は、遊漁船業の適正化に関する法律（昭和63年法律第99号。以下「法」という。）第8条に基づき、当該登録簿の閲覧について定めているが、令和5年6月の法改正により（令和6年4月1日施行）、第8条が第9条に改正されたことを踏まえ、同規則について改正する。

2 改正の概要

規則第1条にて引用する第8条を第9条に改正する。

3 施行期日

令和6年4月1日